

教えて! 共済さん 13

整骨院・接骨院で組合員証が使える?

4+~!

整骨院や接骨院では、
組合員証が使えるケースは限られています!
単なるマッサージには使えないんです!

組合員証が使えない場合は
全額自己負担となります!

組合員証が使える場合

外傷性が明らかで、
慢性的な状態に至っていない
ものに限られます

骨折(不全骨折を含む)*
脱臼*、打撲、捻挫

*応急手当の場合を除き、
あらかじめ医師の同意が必要

組合員証が使えない場合

- ・単なる肩こりや肉体疲労
- ・病気(神経痛、リウマチ、五十肩等)の痛みやこり
- ・保険医療機関で治療中の負傷
- ・症状の改善が見られない長期の施術 など

整骨院・接骨院では、柔道整復師が施術を行います。
柔道整復師は国家資格をもつ専門家ですが、
医師ではないため、病院や診療所と同じように検査、
治療を行うことはできません。

整骨院に
「各種保険取扱」って
書いてあるよ!
3割負担だけでマッサージが
受けられるんじゃない?



はあ、最近
腰が痛いなあ〜



その他にも、はり・きゅう、あんま、マッサージの施術
で組合員証を使用する場合は、
医師の同意が必要となります!

ルールを守って
利用しなきゃね

整骨院・接骨院は
病院とは違うんだね〜

いろいろと注意して
いただきたいことがあります!
詳しくは、下記の説明を
ごらんくださいね!!

知らなかった〜!

ええ! そうなの?



整骨院・接骨院にかかる際は、次の点にご注意ください!

負傷原因は正確に伝えましょう

外傷性が明らかでないケガや公務災害に該当するケガには、組合員証は使えません。交通事故等による第三者行為に該当する場合は、あらかじめ共済組合にご連絡ください。

「療養費支給申請書」に署名するときは、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認してから署名・捺印しましょう

施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても改善されない場合は、内科的要因も考えられます。医師の診察を受けてください。

施術内容等の照会にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化を目的として、株式会社オークスに「療養費支給申請書」の請求審査を委託しております。申請書の記載内容と、みなさんが受けた施術内容が一致しているか、照会文書をお送りさせていただく場合があります。負傷原因、負傷部位、施術日数等の施術内容をご本人様でご回答いただきますよう、ご協力をお願いします。

